

2019(令和元)年度 事業計画

【運営の基本方針】

超高齢社会となっている我が国において、高齢期も安心して健康、快適に住み慣れた地域で暮らし続けるための良質な高齢者向け住宅の整備、地域における人のつながりや生きがいのある豊かな日常生活を送ることが出来る居場所が求められている。

これらに応え実現するため当協会は、行政への政策提言・要望活動の強化、会員相互の情報交流・教育研修活動の強化、消費者・メディアへの情報発信力の強化を目的に、「高齢者住宅推進機構」と「サービス付き高齢者向け住宅事業者協会」の両団体が事業統合すべく 2018(平成 30)年度に、組織名・役員体制等の変更を行った。

2019(令和元)年度は、新体制の実質的な初年度として、新たに 2 部会を設けるなど組織体制を整備し、以下の事業に取り組む。

【事業計画】

1 高齢者住宅に関する政策提言・要望活動

地域社会の健全な発展と高齢者住宅業界の地位向上・社会への発信力強化のため、以下の事業を行う。

(1) 行政への政策提言・要望活動

行政の動向を見ながら高齢者住宅業界に関連する、予算・税制についての提言・要望、規制緩和・支援制度等に関する要望活動を行う。

(2) 介護報酬改定に対する要望活動のための準備

既に 2021(令和 3)年度介護報酬改定に向けての準備が始まっており、業界としての要望活動を確実に実施するための準備を行う。

2 調査・研究事業(住宅・住生活部会)

昨年度までの研究活動の継承をはかるとともに、国の補助事業を実施する場合の検討とも連動し、会員が主体となってテーマの選定及び調査・研究活動を行う。

(1) 人生 100 年時代を支える環境整備に関する検討

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」等の活用や普及について検討するため、会員の皆様に広くご参加いただき、普及・振興施策の検討・実現に寄与する取り組みを行う。

(2) 今後の高齢者向け住宅のあり方に関する検討

サービス付き高齢者向け住宅に関する現状を分析し、その多様性や地域における役割を踏まえたあり方について、具体的な提案が出来るような取り組みを行う。

(3) 地域におけるコミュニティ拠点の形成活動実施についての検討

高齢化が急速に進んでいる郊外の戸建住宅団地において、地域が抱える課題を解決するためのコミュニティ拠点の形成に向けた検討を継続して行う。

また、これらの研究成果によって、住生活に関連する新しいビジネスの成長や居住者の利便性向上、居住環境やコミュニティをより豊かにし、今後の団地再生手法の形成に寄与する。

3 高齢者住宅の普及促進関連事業（住宅・住生活部会）

高齢者の住まい及びその環境に関連する施策等の普及促進や情報の提供に関する以下の事業について取り組む。

（１）高齢者住宅に関する情報提供事業

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムを着実に運営し、「運営情報公表システム」の登録率を一層高め、より入居者や入居希望者、家族の皆様に対して価値あるものとしていく。また、システムを扱う上での運営事業者や地方公共団体の事務負担軽減に繋がる整備を行いつつ、小規模事業者に対する情報公表への普及活動を行う。

（２）サービス付き高齢者向け住宅のあり方についての検討調査事業

国土交通省が設置した「サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会」が本年度も継続される方向であり、当協会も引き続き委員として参画を予定し、調査・研究活動の中で議論されたテーマについても新たな枠組みとして提案していく。また、事務事業担当についても取り組む。

（３）高齢者向け住宅に関するガイドラインの普及促進事業

新たに設定（予定）された「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」を普及促進させるための活動として、パンフレットの作成、アセスメントツールの作成、相談窓口創設等の検討等が必要であることから上記普及促進事業に取り組む。

4 サービス付き高齢者向け住宅付帯サービス品質向上化事業

（サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会/以下「運営事業者部会」と表記）

サービス付き高齢者向け住宅は、一部の不適切な運営事業者が存在していることが問題視されている。また、多くの事業者は真面目に運営しているが、収益性の低さや経営不振な状態であるという現実もある。

運営事業者部会では付帯サービス、特に介護保険サービスに対する「行動規範」を策定、事業者に対し遵守宣言を促し、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の尊厳の担保と付帯サービスの品質向上を図るため本事業を行う。

（１）行動規範の制定と遵守宣言

制定された行動規範に対して遵守宣言を行う者を募り、内容を確認し情報開示を行う。

（２）本事業創設に伴う委員会の設置等

サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者に対する透明性・公開性・有効性を高めるため、外部委員による委員会を設置、宣言事業者からの提出書類を活用し委員会で検証する。

5 情報交流・教育研修事業（住宅・住生活部会、運営事業者部会）

住宅・住生活に関わる様々な企業・団体及びサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者、相互の情報交流や業界の質の向上、職員の質の向上のため以下の事業を行う。

（１）研究大会の開催（運営事業者部会）

運営事業者を対象に研究大会を開催する。今年度は学術大会方式で開催し、事業者からの研究発表、行政担当者・専門家・事業者等によるパネルディスカッション等を行う。

(2) 現地見学会等の開催（住宅・住生活部会、運営事業者部会）

会員の意見を取り入れながら実践報告、現地視察、関連団体によるイベント等へ参画する。運営事業者においては、良質・健全な経営が行われている住宅の見学を通じ、参加会員に対してアドバイス等を行う。運営事業者を対象にした見学会の開催地については出来る限り地方都市での見学先を選定する。

また、企画運営は状況に応じて両部会にて分担して行う。

(3) セミナー・研修会の開催（運営事業者部会）

サービス付き高齢者向け住宅に向けた部会通信発行（週1回）、教育セミナーの実施、住宅常駐職員向けに基礎知識の研修、高齢者に対応すべき知識にテーマを絞り研修を実施する。

また、経営者に向けた経営セミナーを必要に応じて実施する。

(4) 運営事業者の生産性向上等の支援活動の実施（運営事業者部会）

公益財団法人東京しごと財団の「団体別採用カスパイラルアップ事業」を通じ、中小事業者の育成や定着、雇用環境整備等に取り組みめるよう支援を行う。また、その成功事例等を広く業界内に波及させることで、業界全体の人材力の底上げに寄与する。

6 広報活動

消費者・メディア等に高齢者向け住宅に関する各種の情報を広く提供するため、以下の業務を行う。

(1) ホームページ等による情報の提供

当協会の活動状況、実施結果等について、諸官庁、関連団体等からの有益な情報等、関係団体主催のシンポジウムや研修会等についての情報提供を、ホームページ及びメールマガジンにより行う。また、本年度は団体の事業統合による組織体制の変更、事業の拡大等が行われるため、ホームページの見直しを行う。

(2) メディアに対する情報の提供

政策提言・税制要望等の活動実績・結果、セミナー・研修等の開催について、新聞等のメディアに対する活動、住生活月間等においては関連団体の展示会への参画等も活用し、積極的な広報活動を行う。

7 関連団体との連携

高齢者住宅の住まいに関わる団体と連携し情報共有、情報交換等をするため、以下の業務を行う。

(1) 高齢者住まい事業者団体連合会

高齢者住まい事業者団体連合会と連携し、高齢者の住生活の安定・向上のための活動を通じて情報提供、研修やセミナーの実施、必要な政策提言を行う。

(2) その他の連携活動

連携活動を継続して行っている研究会への参画や（一社）住宅生産団体連合会、（一財）住まいづくりナビセンター、各地の建築士会等の関連する団体と幅広い情報交換、事業協力をを行う。